

議案第59号 令和5年度大津市財産区特別会計補正予算(第1号)

について

それでは、議案第59号令和5年度大津市財産区特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

予算書の19ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額は、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ2千6百75万3千円を減額し、歳入歳出それぞれ1億6千9百12万3千円とするものです。

引き続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

232ページをお願いします。

まず、歳入についてであります。款1財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入につきましては、橋本財産区の財産貸付で、新規貸付による増額であり、目2利子及び配当金につきましては、各財産区基金の預金利息の確定に伴う精算です。

款2繰入金、項1繰入金、目1繰入金につきましては、各財産区財産の公共事業助成金及び管理運営費に充てるため、基金を取り崩して繰入れするものでございますが、事業費の確定によりそれぞれ減額するものです。

次に234ページをお願いします。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、令和4年度決算により、各財産区の剰余金が確定したことに伴い増額となるものです。

款4諸収入、項1雑入、目1雑入につきましては、橋本財産区の雑入による増額です。

以上、歳入合計2千6百75万3千円を減額するものです。

引き続きまして、歳出についてご説明いたします。

236ページをお願いします。

款1財産管理費、項1橋本財産区財産管理費、目1橋本財産区財産管理費、説明欄1の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

項2神領財産区財産管理費、目1神領財産区財産管理費、説明欄1の公共事業助成金につきましては、予定されていた神領自治連絡協議会への運営費補助の未執行に伴う運営費補助金等の減額であり、2の基金積立金につきましては、事業費の精算に伴い、歳入超過分を基金に積み立てるものです。3の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

項3大江財産区財産管理費、目1大江財産区財産管理費、説明欄1の公共事業助成金につきましては、予定されていた大江から池グラウンドPCB処分費補助の未執行に伴う建設事業費補助金等の減額であり、2の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

項4南大萱財産区財産管理費、目1南大萱財産区財産管理費、説明欄1の公共事業助成金につきましては、上酢子池多目的広場等整備事業費補助事業等の事業費の確定による補助金の減額であり、2の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

項5月輪財産区財産管理費、目1月輪財産区財産管理費、説明欄1の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

238ページをお願いします。

項6平野財産区財産管理費、目1平野財産区財産管理費、説明欄1の公共事業助成金につきましては、自治会運営費補助金の減額であり、2の基金積立金につきましては、事業費の精算に伴い、歳入超過分を基金に積み立てるものです。3の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

項7牧財産区財産管理費、目1牧財産区財産管理費、説明欄1の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

項8桐生財産区財産管理費、目1桐生財産区財産管理費、説明欄1の基金積立金につきましては、事業費の精算に伴い、歳入超過分を基金に積み立てるものであり、2の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額であり

ます。

以上、歳出合計2千6百75万3千円を減額するものです。

以上をもちまして、「議案第59号令和5年度大津市財産区特別会計補正予算(第1号)」のご説明とさせていただきます。

ご審査賜りますよう宜しくお願いいたします。